

勘定科目説明

別添3

※会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※運用上の取り扱いの別紙3(⑩)、別紙3(⑪)については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費(支出)」、「燃料費(支出)」、「賃借料(支出)」、「保険料(支出)」については原則、事業費(支出)のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費(支出)、事務費(支出)の双方に計上するものとする。

※計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部

＜事業活動による収入＞

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 説明 |
|---------------------|---------------|------------------|---|
| 介護保険事業収入 | 施設介護料収入 | 介護報酬収入 | 介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等) |
| | | 利用者負担金収入 (公費) | 介護保険の施設介護料で利用者負担収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分) |
| | | 利用者負担金収入 (一般) | 介護保険の施設介護料で利用者負担収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分) |
| 居宅介護料収入 (介護報酬収入) | 介護報酬収入 | | 介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等) |
| | 介護予防報酬収入 | | 介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等) |
| (利用者負担金収入) | 介護負担金収入(公費) | | 介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分) |
| | 介護負担金収入(一般) | | 介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分) |
| | 介護予防負担金収入(公費) | | 介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分) |
| | 介護予防負担金収入(一般) | | 介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分) |

| | | |
|-------------------|------------------|---|
| | 地域密着型介護料収入 | |
| (介護報酬収入) | 介護報酬収入 | <p>介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費(看護小規模多機能型居宅介護費)、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費)</p> |
| | 介護予防報酬収入 | <p>介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費)</p> |
| (利用者負担金収入) | 介護負担金収入(公費) | <p>介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費(看護小規模多機能型居宅介護費)、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)</p> |
| | 介護負担金収入(一般) | <p>介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費(看護小規模多機能型居宅介護費)、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)</p> |
| | 介護予防負担金収入(公費) | <p>介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)</p> |
| | 介護予防負担金収入(一般) | <p>介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)</p> |
| 居宅介護支援介護料収入 | 居宅介護支援介護料収入 | <p>介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費)</p> |
| | 介護予防支援介護料収入 | <p>介護保険の居宅介護支援介護料で居宅予防介護支援介護料収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費)</p> |
| 介護予防・日常生活支援総合事業収入 | 事業費収入 | <p>介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業費収入をいう。</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業に係る事業費収入)</p> |
| | 事業負担金収入(公費) | <p>介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収入(公費)をいう。</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、公費分)</p> |
| | 事業負担金収入(一般) | <p>介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収入(一般)をいう。</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、一般分)</p> |
| 利用者等利用料収入 | 施設サービス利用料収入 | <p>介護保険の利用者等利用料収入で施設サービス利用料収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等)</p> |
| | 居宅介護サービス利用料収入 | <p>介護保険の利用者等利用料収入で居宅介護サービス利用料収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等)</p> |
| | 地域密着型介護サービス利用料収入 | <p>介護保険の利用者等利用料収入で地域密着型介護サービス利用料収入をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等)</p> |

| | | |
|----------|----------------------|--|
| | 食費収入（公費） | 介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（公費）をいう。 (生活保護の公費請求分等) |
| | 食費収入（一般） | 介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（一般）をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、利用者が選定した特別な食事料) |
| | 食費収入（特定） | 食費に係る特定入所者介護サービス費をいう。 |
| | 居住費収入（公費） | 介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（公費）をいう。 (生活保護の公費請求分等) |
| | 居住費収入（一般） | 介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（一般）をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、利用者が選定した特別な室料) |
| | 居住費収入（特定） | 居住費に係る特定施設入所者介護サービス費をいう。 |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入 | 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者等利用料収入で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収入をいう。 |
| | その他の利用料収入 | 介護保険の利用者等利用料収入で、その他の利用料収入をいう。 (前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料) |
| その他の事業収入 | 補助金事業収入（公費） | 介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。 |
| | 補助金事業収入（一般） | 介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受取者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 |
| | 市町村特別事業収入（公費） | 介護保険のその他の事業で、市町村特別事業のうち、公費からの収入をいう。 (介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入) |
| | 市町村特別事業収入（一般） | 介護保険のその他の事業で、市町村特別事業のうち、利用者からの収入をいう。 |
| | 受託事業収入（公費） | 介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 (介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入) |
| | 受託事業収入（一般） | 介護保険に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 (介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入) |
| | その他の事業収入 | 上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 (文書料など前記に属さない介護保険事業収入) |
| | (保険等査定減) | 社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。 |
| 老人福祉事業収入 | 措置事業収入 | 事務費収入 老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。) |
| | | 事業費収入 老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。) |
| | | その他の利用料収入 老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。 (前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。) |
| | | その他の事業収入 老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。 (前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。) |

| | | |
|----------|-----------------|--|
| 運営事業収入 | 管理費収入 | 老人福祉の運営事業で、管理費収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける居住に要する費用の収入をいう。) |
| | その他の利用料収入 | 老人福祉の運営事業で、その他の利用料収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける管理費収入を除く利用者等からの利用料（徴収額を含む。）をいう。) |
| | 補助金事業収入 (公費) | 老人福祉の運営事業で、補助金事業収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の事業収入をいう。) |
| | 補助金事業収入 (一般) | 老人福祉の運営事業で、利用者収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金事業に係る収入をいう。) |
| | その他の事業収入 | 老人福祉の運営事業で、その他の事業収入をいう。 (前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。) |
| | 管理費収入 | 老人福祉のその他の事業で、管理費収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用の収入をいう。) |
| | その他の利用料収入 | 老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収入を除く利用者等からの利用料（徴収額を含む。）をいう。) |
| | その他の事業収入 | 老人福祉のその他の事業で、その他の事業収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。) |
| | 措置費収入 | 措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。 |
| | 事業費収入 | 措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。 |
| 児童福祉事業収入 | 私的契約利用料収入 | 措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。 |
| その他の事業収入 | 補助金事業収入 (公費) | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。 |
| | 補助金事業収入 (一般) | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 |
| | 受託事業収入（公費） | 措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 |
| | 受託事業収入（一般） | 措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 |
| | その他の事業収入 | 上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 |
| | 施設型給付費収入 | 施設型給付費の代理受領分をいう。 |
| 保育事業収入 | 利用者負担金収入 | 施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。 |
| | 特例施設型給付費収入 | 特例施設型給付費の代理受領分をいう。 |
| | 利用者負担金収入 | 特例施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。 |
| | 地域型保育給付費収入 | 地域型保育給付費の代理受領分をいう。 |
| | 利用者負担金収入 | 地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。 |
| | 特例地域型保育給付費収入 | 特例地域型保育給付費の代理受領分をいう。 |

| | | | |
|---------------|---------------|--|---|
| | 利用者負担金収入 | 特例地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。 | |
| 委託費収入 | | 子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収入（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収入）をいう。 | |
| 利用者等利用料収入 | 利用者等利用料収入（公費） | 実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収入をいう。 | |
| | 利用者等利用料収入（一般） | 実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収入以外の収入をいう。 | |
| | その他の利用料収入 | 特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収入をいう。 | |
| 私的契約利用料収入 | | 保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。 | |
| その他の事業収入 | 補助金事業収入（公費） | 保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。 | |
| | 補助金事業収入（一般） | 保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 | |
| | 受託事業収入（公費） | 保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 | |
| | 受託事業収入（一般） | 保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 | |
| | その他の事業収入 | 上記に属さないその他の事業収入をいう。 | |
| 就労支援事業収入 | ○○事業収入 | 就労支援事業の内容（製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。 | |
| 障害福祉サービス等事業収入 | 自立支援給付費収入 | 介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 地域相談支援給付費収入 特例地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特例計画相談支援給付費収入 障害児施設給付費収入 障害児通所給付費収入 特例障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入 | 介護給付費の代理受領分をいう。 特例介護給付費の受領分をいう。 訓練等給付費の代理受領分をいう。 特例訓練費等給付費の受領分をいう。 地域相談支援給付費の代理受領分をいう。 特例地域相談支援給付費の受領分をいう。 計画相談支援給付費の代理受領分をいう。 特例計画相談支援給付費の受領分をいう。 障害児通所給付費の代理受領分をいう。 特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。 障害児入所給付費の代理受領分をいう。 障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。 特例障害児相談支援給付費の受領分をいう。 |

| | | | |
|----------|------------|-----------------|--|
| | 利用者負担金収入 | | 利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。 |
| | 補足給付費収入 | 特定障害者特別給付費収入 | 特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例特定障害者特別給付費収入 | 特例特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特定入所障害児食費等給付費収入 | 特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。 |
| | 特定費用収入 | | 利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。 |
| | その他の事業収入 | 補助金事業収入（公費） | 障害者総合支援法又はこれに関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。 |
| | | 補助金事業収入（一般） | 障害者総合支援法又はこれに関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受取者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 |
| | | 受託事業収入（公費） | 障害者総合支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入） |
| | | 受託事業収入（一般） | 障害者総合支援法又はこれに関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入） |
| | | その他の事業収入 | 上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 |
| | (保険等査定減) | | 社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。 |
| 生活保護事業収入 | 措置費収入 | 事務費収入 | 措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。 |
| | | 事業費収入 | 入所者の処遇に必要な一般生活費として交付される保護費収入をいう。 |
| | 授産事業収入 | ○○事業収入 | 授産事業の内容（製造製品の売上げ、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。 |
| | 利用者負担金収入 | | 保護施設等における利用者等からの利用料収入をいう。 |
| | その他の事業収入 | 補助金事業収入（公費） | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。 |
| | | 補助金事業収入（一般） | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受取者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 |
| | | 受託事業収入（公費） | 措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 |
| | | 受託事業収入（一般） | 措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 |
| | | その他の事業収入 | 上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 |
| 医療事業収入 | 入院診療収入（公費） | | 入院患者の診療、療養に係る収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く）のうち、公費からの収入をいう。 |
| | 入院診療収入（一般） | | 入院患者の診療、療養に係る収入（医療保険、公費負担医療、自費診療等。ただし介護保険適用の療養病床に係るものは除く）のうち、利用者からの収入をいう。 |
| | 室料差額収入 | | 特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収入をいう。 |
| | 外来診療収入（公費） | | 外来患者の診療、療養に係る収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険等）のうち、公費からの収入をいう。 |
| | 外来診療収入（一般） | | 外来患者の診療、療養に係る収入（医療保険、公費負担医療、自費診療等。ただし、介護保険適用の療養病床に係るものは除く）のうち、利用者からの収入をいう。 |
| | 保健予防活動収入 | | 各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収入をいう。 |

| | | |
|---------------------|---------------|---|
| | 受託検査・施設利用収入 | 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備器機を他の医療機関の利用に供した場合の収入をいう。 |
| | 訪問看護療養費収入（公費） | 訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費のうち、公費からの収入をいう。 |
| | 訪問看護療養費収入（一般） | 訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費のうち、利用者からの収入をいう。 |
| | 訪問看護利用料収入 | 人員運営基準第13条第1項に規定する基本利用料徴収額をいう。 |
| | 訪問看護その他の利用料収入 | 人員運営基準第13条第2項の規定に基づくその他の利用料徴収額をいう。長時間利用料収入、休日・時間外利用料収入、交通費収入、その他のサービス利用料収入に区分設定する。 |
| | その他の医療事業収入 | 医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の事業収入をいう。 |
| | 補助金事業収入（公費） | 医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金等の事業収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。医療法に基づく又は関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 |
| | 補助金事業収入（一般） | 医療法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 |
| | 受託事業収入（公費） | 医療法に基づく又は関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 |
| | 受託事業収入（一般） | 医療法に基づく又は関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 |
| | その他の医療事業収入 | 上記に属さないその他の医療事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 |
| | （保険等査定減） | 社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。 |
| 退職共済事業収入 | 事務費収入 | 退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収入をいう。 |
| ○○事業収入 | ○○事業収入 | 事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| | その他の事業収入 | ○○事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の事業収入をいう。 |
| | 補助金事業収入（公費） | ○○事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金等の事業収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。医療法に基づく又は関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。 |
| | 補助金事業収入（一般） | ○○事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 |
| | 受託事業収入（公費） | ○○事業に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 |
| | 受託事業収入（一般） | ○○事業に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 |
| | その他の事業収入 | 上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 |
| ○○収入 | ○○収入 | 収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 借入金利息補助金収入 | | 施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。 |
| 経常経費寄附金収入 | | 経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。 |
| 受取利息配当金収入 | | 預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。 |
| 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人への資金の貸付けに係る利息収入をいう。 |
| その他の収入 | 受入研修費収入 | 研修の受入に対する収入をいう。 |
| | 利用者等外給食費収入 | 職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。 |

| | | |
|------------------|---------|---|
| | 雑収入 | 上記に属さない事業活動による収入をいう。 |
| 流動資産評価益等による資金増加額 | 有価証券売却益 | 有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。 |
| | 有価証券評価益 | 有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。 |
| | 為替差益 | 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。 |

<施設整備等による収入>

| | | |
|---------------------|------------------|---|
| 施設整備等補助金収入 | 施設整備等補助金収入 | 施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。 |
| | 設備資金借入金元金償還補助金収入 | 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。 |
| 施設整備等寄附金収入 | 施設整備等寄附金収入 | 施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために收受した寄附金を含む。 |
| | 設備資金借入金元金償還寄附金収入 | 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。 |
| 設備資金借入金収入 | | 施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。 |
| 社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金の借入金収入をいう。 |
| 固定資産売却収入 | 車輛運搬具売却収入 | 車輛運搬具の売却による収入をいう。 |
| | 器具及び備品売却収入 | 器具及び備品の売却による収入をいう。 |
| | ○○売却収入 | 売却した資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| その他の施設整備等による収入 | ○○収入 | 施設整備及び設備整備による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |

<その他の活動による収入>

| | | |
|-----------------------|---------------|---|
| 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 | | 長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。 |
| 長期運営資金借入金収入 | | 長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。 |
| 役員等長期借入金収入 | | 役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう。 |
| 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金の借入金収入をいう。 |
| 長期貸付金回収収入 | | 長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。） |
| 社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する長期貸付金の回収収入をいう。 |
| 投資有価証券売却収入 | | 投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。 |
| 積立資産取崩収入 | 退職給付引当資産取崩収入 | 退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。 |
| | 長期預り金積立資産取崩収入 | 長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。 |
| | ○○積立資産取崩収入 | 積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 事業区分間長期借入金収入 | | 他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。 |

| | | |
|----------------|----------------|--|
| 拠点区分間長期借入金収入 | | 同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。 |
| 事業区分間長期貸付金回収収入 | | 他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定期区分間長期貸付金の回収による収入を含む。） |
| 拠点区分間長期貸付金回収収入 | | 同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定期区分間長期貸付金の回収による収入を含む。） |
| 事業区分間繰入金収入 | | 他の事業区分からの繰入金収入をいう。 |
| 拠点区分間繰入金収入 | | 同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。 |
| サービス区分間繰入金収入 | | 同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。 |
| その他の活動による収入 | 退職共済預り金収入 | 退職共済事業の共済契約者からの掛け入れによる収入をいう。 |
| | 退職共済事業管理資産取崩収入 | 退職共済事業管理資産の取崩しによる収入をいう。 |
| | ○○収入 | その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

②支出の部

<事業活動による支出>

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 説明 |
|-------|-------------|-----|--|
| 人件費支出 | 役員報酬支出 | | 役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当をいう。 |
| | 役員退職慰労金支出 | | 役員（評議員を含む）への退職慰労金等の支払額をいう。 |
| | 職員給料支出 | | 常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。 |
| | 職員賞与支出 | | 常勤職員に支払う賞与をいう。 |
| | 非常勤職員給与支出 | | 非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。 |
| | 派遣職員費支出 | | 派遣会社に支払う金額をいう。 |
| | 退職給付支出 | | 退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額及び退職手当として支払う金額をいう。 |
| | 法定福利費支出 | | 法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。 |
| 事業費支出 | 給食費支出 | | 食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。 |
| | 介護用品費支出 | | 利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。 |
| | 医薬品費支出 | | 利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。ただし病院・介護老人保健施設・介護医療院以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。 |
| | 診療・療養等材料費支出 | | カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設・介護医療院以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。 |
| | 保健衛生費支出 | | 利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。 |
| | 医療費支出 | | 利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。 |
| | 被服費支出 | | 利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための支出をいう。 |
| | 教養娯楽費支出 | | 利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。 |
| | 日用品費支出 | | 利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の支出をいう。 |
| | 保育材料費支出 | | 保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。 |
| | 本人支給金支出 | | 利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。 |
| | 水道光熱費支出 | | 利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。 |
| | 燃料費支出 | | 利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輌費で計上する燃料費を除く）をいう。 |
| | 消耗器具備品費支出 | | 利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。 |
| | 保険料支出 | | 利用者に対する損害保険料等をいう。 |
| | 賃借料支出 | | 利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。 |
| | 教育指導費支出 | | 利用者に対する教育訓練に直接要する支出をいう。 |
| | 就職支度費支出 | | 児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する支出をいう。 |
| | 葬祭費支出 | | 利用者が死亡したときの葬祭に要する支出をいう。 |
| | 車輌費支出 | | 乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の支出をいう。 |

| | | |
|----------|--------------|---|
| | 管理費返還支出 | 老人福祉事業における管理費を返還するための支出をいう。 |
| | ○○費支出 | 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| | 雑支出 | 事業費のうち他のいづれにも属さない支出をいう。 |
| 事務費支出 | 福利厚生費支出 | 役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。 |
| | 職員被服費支出 | 職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。 |
| | 旅費交通費支出 | 業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。 |
| | 研修研究費支出 | 役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究・研修のための旅費を含む。）をいう。 |
| | 事務消耗品費支出 | 事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。 |
| | 印刷製本費支出 | 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。 |
| | 水道光熱費支出 | 事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。 |
| | 燃料費支出 | 事務用の灯油、重油等の燃料（車両費で計上する燃料費を除く）をいう。 |
| | 修繕費支出 | 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 |
| | 通信運搬費支出 | 電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。 |
| | 会議費支出 | 会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。 |
| | 広報費支出 | 施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。 |
| | 業務委託費支出 | 洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための支出（保守料を除く）をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。 |
| | 手数料支出 | 役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。 |
| | 保険料支出 | 生命保険料及び建物、車両運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。 |
| | 賃借料支出 | 固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。 |
| | 土地・建物賃借料支出 | 土地、建物等の賃借料をいう。 |
| | 租税公課支出 | 消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。 |
| | 保守料支出 | 建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。 |
| | 涉外費支出 | 創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。 |
| | 諸会費支出 | 各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。 |
| | ○○費支出 | 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| | 雑支出 | 事務費のうち他のいづれにも属さない支出をいう。 |
| 就労支援事業支出 | 就労支援事業販売原価支出 | 就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。 |
| | 就労支援事業仕入支出 | 就労支援事業に係る製品・商品の仕入れに要する支出をいう。 |
| | 就労支援事業販管費支出 | 就労支援事業に係る販売費及び一般管理費支出をいう。 |

| | | |
|---------------------|--|--|
| 授産事業支出 | ○○事業支出 | 授産事業に係る材料費、商品仕入れ、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。 |
| 退職共済事業支出 | 事務費支出 | 退職共済事業に係る事務費の支出をいう。 |
| ○○支出 | | 支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 利用者負担軽減額 | | 利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう（無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む。）。 |
| 支払利息支出 | | 設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。 |
| 社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金利息の支出をいう。 |
| その他の支出 | 利用者等外給食費支出 雑支出 | 職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。 上記に属さない支出をいう。 |
| 流動資産評価損等による資金減少額 | 有価証券売却損 資産評価損 為替差損 貸倒損失額 徴収不能額 | 有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。 有価証券の評価損をいう。 資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。 金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。 |

＜施設整備等による支出＞

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 設備資金借入金元金償還支出 | | 設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む。） |
| 社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金の元金償還額をいう。 |
| 固定資産取得支出 | 土地取得支出 建物取得支出 車輢運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 | 土地を取得するための支出をいう。 建物を取得するための支出をいう。 車輢運搬具を取得するための支出をいう。 固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。 上記以外を取得するための支出をいう。 |
| 固定資産除却・廃棄支出 | | 建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。 |
| ファイナンス・リース債務の返済支出 | | ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう（1年以内返済予定リース債務の返済額を含む。）。 |
| その他の施設整備等による支出 | ○○支出 | 施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |

＜その他の活動による支出＞

| | | |
|-----------------|--|---|
| 長期運営資金借入金元金償還支出 | | 長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む。） |
| 役員等長期借入金元金償還支出 | | 役員（評議員を含む）からの長期借入金の返済額をいう。 |

| | | |
|---------------------------|--------------|---|
| 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金借入金の元金償還額をいう。 |
| 長期貸付金支出 | | 長期に貸付けた資金の支出をいう。 |
| 社会福祉連携推進業務長期貸付金支出 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する長期貸付金の支出をいう。 |
| 投資有価証券取得支出 | | 投資有価証券を取得するための支出をいう。 |
| 積立資産支出 | 退職給付引当資産支出 | 退職給付引当資産への積立による支出をいう。 |
| | 長期預り金積立資産支出 | 長期預り金積立資産への積立による支出をいう。 |
| | ○○積立資産支出 | 積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 事業区分間長期貸付金支出 | | 他の事業区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。 |
| 拠点区分間長期貸付金支出 | | 同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。 |
| 事業区分間長期借入金返済支出 | | 他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう（1年以内返済予定事業区分間長期借入金の償還額を含む。）。 |
| 拠点区分間長期借入金返済支出 | | 同一事業区分における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう（1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む。）。 |
| 事業区分間繰入金支出 | | 他の事業区分への繰入金支出をいう。 |
| 拠点区分間繰入金支出 | | 同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。 |
| サービス区分間繰入金支出 | | 同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。 |
| その他の活動による支出 | 退職共済預り金返還支出 | 退職共済事業の掛金の返還による支出をいう。（預託先から直接返還する場合も含む） |
| | 退職共済事業管理資産支出 | 退職共済事業管理資産として法人外部へ預託した場合の支出をいう。 |
| | ○○支出 | その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

①収益の部

<サービス活動増減による収益>

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 説明 |
|------------|-------------------|-------------------|---|
| 介護保険事業収益 | 施設介護料収益 | 介護報酬収益 | 介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等) |
| | | 利用者負担金収益 (公費) | 介護保険の施設介護料で利用者負担収益（公費）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分) |
| | | 利用者負担金収益 (一般) | 介護保険の施設介護料で利用者負担収益（一般）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分) |
| 居宅介護料収益 | (介護報酬収益) | 介護報酬収益 | 介護保険の居宅介護料で介護報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等) |
| | | 介護予防報酬収益 | 介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等) |
| (利用者負担金収益) | 介護負担金収益 (公費) | 介護負担金収益 (公費) | 介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（公費）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分) |
| | | 介護負担金収益 (一般) | 介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（一般）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分) |
| | 介護予防負担金収益 (公費) | 介護予防負担金収益 (公費) | 介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（公費）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分) |
| | 介護予防負担金収益 (一般) | 介護予防負担金収益 (一般) | 介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（一般）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分) |
| 地域密着型介護料収益 | (介護報酬収益) | 介護報酬収益 | 介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費) |
| | | 介護予防報酬収益 | 介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費) |

| | | |
|--------------------|-------------------|--|
| (利用者負担金収益) | 介護負担金収益 (公費) | 介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（公費）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分) |
| | 介護負担金収益 (一般) | 介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（一般）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分) |
| | 介護予防負担金収益 (公費) | 介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（公費）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、公費分) |
| | 介護予防負担金収益 (一般) | 介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（一般）をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、一般分) |
| 居宅介護支援介護料収益 | 居宅介護支援介護料収益 | 介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費) |
| | 介護予防支援介護料収益 | 介護保険の居宅介護支援介護料で居宅予防介護支援介護料収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費) |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費収益 | 事業費収益 | 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業費収益をいう。 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業) |
| | 事業負担金収益 (公費) | 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収益（公費）をいう。 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、公費分) |
| | 事業負担金収益 (一般) | 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収益（一般）をいう。 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、一般分) |
| 利用者等利用料収益 | 施設サービス利用料収益 | 介護保険の利用者等利用料収益で施設サービス利用料収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等) |
| | 居宅介護サービス利用料収益 | 介護保険の利用者等利用料収益で居宅介護サービス利用料収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等) |
| | 地域密着型介護サービス利用料収益 | 介護保険の利用者等利用料収益で地域密着型介護サービス利用料収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等) |
| | 食費収益（公費） | 介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益（公費）をいう。 (生活保護の公費請求分等) |
| | 食費収益（一般） | 介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益（一般）をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、利用者が選定した特別な食事料) |
| | 食費収益（特定） | 食費に係る特定入所者介護サービス費をいう。 |
| | 居住費収益（公費） | 介護保険の利用者等利用料収益で、居住費収益（公費）をいう。 (生活保護の公費請求分等) |
| | 居住費収益（一般） | 介護保険の利用者等利用料収益で、居住費収益（一般）をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、利用者が選定した特別な室料) |

| | | |
|----------|----------------------|--|
| | 居住費収益（特定） | 居住費に係る特定施設入所者介護サービス費をいう。 |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益 | 介護保険の利用者等利用料収益で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収益をいう。 |
| | その他の利用料収益 | 介護保険の利用者等利用料収益で、その他の利用料収益をいう。 (前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料) |
| その他の事業収益 | 補助金事業収益（公費） | 介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収益をいう。 |
| | 補助金事業収益（一般） | 介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | 市町村特別事業収益（公費） | 介護保険のその他の事業で、市町村特別事業のうち、公費からの収益をいう。 (介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収益) |
| | 市町村特別事業収益（一般） | 介護保険のその他の事業で、市町村特別事業のうち、利用者からの収益をいう。 |
| | 受託事業収益（公費） | 介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益）。 |
| | 受託事業収益（一般） | 介護保険に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益）。 |
| | その他の事業収益 | 上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。 (文書料など前記に属さない介護保険事業収益) |
| (保険等査定減) | | 社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。 |
| 老人福祉事業収益 | 措置事業収益 | 老人福祉の措置事業で、事務費収益をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る受取事務費をいう。) |
| | 事業費収益 | 老人福祉の措置事業で、事業費収益をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る受取事業費をいう。) |
| | その他の利用料収益 | 老人福祉の措置事業で、その他の利用料収益をいう。 (前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの受取額をいう。) |
| | その他の事業収益 | 老人福祉の措置事業で、その他の事業収益をいう。 (前記のいずれの収益にも属さない事業収益をいう。) |
| 運営事業収益 | 管理費収益 | 老人福祉の運営事業で、管理費収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける居住に要する費用に係る受取額をいう。一括徴収の償却額を含む。) |
| | その他の利用料収益 | 老人福祉の運営事業で、その他の利用料収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける管理費収益を除く利用者等からの利用料（徴収額を含む。）をいう。) |
| | 補助金事業収益（公費） | 老人福祉の運営事業で、補助金事業収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の事業収益をいう。) |
| | 補助金事業収益（一般） | 老人福祉の運営事業で、利用者収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金事業に係る収益をいう。) |
| その他の事業収益 | その他の事業収益 | 老人福祉の運営事業で、その他の事業収益をいう。 (前記のいずれの収益にも属さない事業収益をいう。) |
| | 管理費収益 | 老人福祉のその他の事業で、管理費収益をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用に係る受取額をいう。一括徴収の償却額を含む。) |
| | その他の利用料収益 | 老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収益をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収益を除く利用者等からの利用料（徴収額を含む。）をいう。) |

| | | | |
|----------|--------------|-----------------|---|
| | | その他の事業収益 | 老人福祉のその他の事業で、その他の事業収益をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれにも属さない事業収益をいう。) |
| 児童福祉事業収益 | 措置費収益 | 事務費収益 | 措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る事務費収益をいう。 |
| | | 事業費収益 | 措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る事業費収益をいう。 |
| | 私的契約利用料収益 | | 措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。 |
| | その他の事業収益 | 補助金事業収益 (公費) | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう。 |
| | | 補助金事業収益 (一般) | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む。）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | | 受託事業収益（公費） | 措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 |
| | | 受託事業収益（一般） | 措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。 |
| | | その他の事業収益 | 上記に属さない他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。 |
| 保育事業収益 | 施設型給付費収益 | 施設型給付費収益 | 施設型給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 利用者負担金収益 | 施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。 |
| | 特例施設型給付費収益 | 特例施設型給付費収益 | 特例施設型給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 利用者負担金収益 | 特例施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。 |
| | 地域型保育給付費収益 | 地域型保育給付費収益 | 地域型保育給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 利用者負担金収益 | 地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。 |
| | 特例地域型保育給付費収益 | 特例地域型保育給付費収益 | 特例地域型保育給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 利用者負担金収益 | 特例地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。 |
| | 委託費収益 | | 子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。 |
| | 利用者等利用料収益 | 利用者等利用料収益（公費） | 実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収益をいう。 |
| | | 利用者等利用料収益（一般） | 実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収益以外の収益をいう。 |
| | | その他の利用料収益 | 特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収益をいう。 |
| | 私的契約利用料収益 | | 保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。 |
| | その他の事業収益 | 補助金事業収益 (公費) | 保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう。 |
| | | 補助金事業収益 (一般) | 保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | | 受託事業収益（公費） | 保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 |
| | | 受託事業収益（一般） | 保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。 |
| | | その他の事業収益 | 上記に属さない他の事業収益をいう。 |

| | | | |
|---------------|--------------|-----------------|---|
| 就労支援事業収益 | ○○事業収益 | | 就労支援事業の内容（製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 障害福祉サービス等事業収益 | 自立支援給付費収益 | 介護給付費収益 | 介護給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例介護給付費収益 | 特例介護給付費の受領分をいう。 |
| | | 訓練等給付費収益 | 訓練等給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例訓練等給付費収益 | 特例訓練費等給付費の受領分をいう。 |
| | | 地域相談支援給付費収益 | 地域相談支援給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例地域相談支援給付費収益 | 特例地域相談支援給付費の受領分をいう。 |
| | | 計画相談支援給付費収益 | 計画相談支援給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例計画相談支援給付費収益 | 特例計画相談支援給付費の受領分をいう。 |
| 障害児施設給付費収益 | 障害児通所給付費収益 | | 障害児通所給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例障害児通所給付費収益 | 特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 障害児入所給付費収益 | 障害児入所給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 障害児相談支援給付費収益 | 障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例障害児相談支援給付費収益 | 特例障害児相談支援給付費の受領分をいう。 |
| 利用者負担金収益 | | | 利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収益をいう。 |
| 補足給付費収益 | 特定障害者特別給付費収益 | | 特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特例特定障害者特別給付費収益 | 特例特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。 |
| | | 特定入所障害児食費等給付費収益 | 特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。 |
| 特定費用収益 | | | 利用者から支払いを受けることとされている日用品費等をいう。 |
| その他の事業収益 | 補助金事業収益（公費） | | 障害者総合支援法に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助事業に係る収益をいう。 |
| | | 補助金事業収益（一般） | 障害者総合支援法に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助事業に係る収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | | 受託事業収益（公費） | 障害者総合支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から受託された事業に係る収益）。 |
| | | 受託事業収益（一般） | 障害者総合支援法又はこれに関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益）。 |
| | | その他の事業収益 | 上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。 |
| (保険等査定減) | | | 社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。 |
| 生活保護事業収益 | 措置費収益 | 事務費収益 | 措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る事務費収益をいう。 |

| | | |
|------------|---------------|--|
| | 事業費収益 | 入所者の処遇に必要な一般生活費として交付される保護費収益をいう。 |
| 授産事業収益 | ○○事業収益 | 授産事業の内容（製造製品の売上げ、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 利用者負担金収益 | | 保護施設等における利用者等からの利用料収益をいう。 |
| その他の事業収益 | 補助金事業収益（公費） | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう。 |
| | 補助金事業収益（一般） | 措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | 受託事業収益（公費） | 措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 |
| | 受託事業収益（一般） | 措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。 |
| | その他の事業収益 | 上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。 |
| 医療事業収益 | 入院診療収益（公費） | 入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険等。ただし、介護保険適用の療養病床に係るものは除く）のうち、公費からの収益をいう。 |
| | 入院診療収益（一般） | 入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、自費診療等。ただし、介護保険適用の療養病床に係るものは除く）のうち、利用者からの収益をいう。 |
| | 室料差額収益 | 特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益をいう。 |
| | 外来診療収益（公費） | 外来患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険等）のうち、公費からの収益をいう。 |
| | 外来診療収益（一般） | 外来患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、自費診療等。ただし、介護保険適用の療養病床に係るものは除く）のうち、利用者からの収益をいう。 |
| | 保健予防活動収益 | 各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益をいう。 |
| | 受託検査・施設利用収益 | 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器機を他の医療機関の利用に供した場合の収益をいう。 |
| | 訪問看護療養費収益（公費） | 訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費のうち、公費からの収益をいう。 |
| | 訪問看護療養費収益（一般） | 訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費のうち、利用者からの収益をいう。 |
| | 訪問看護利用料収益 | 人員運営基準第13条第1項に規定する基本利用料徴収額をいう。 |
| | 訪問看護その他の利用料収益 | 人員運営基準第13条第2項の規定に基づくその他の利用料徴収額をいう。長時間利用料収益、休日・時間外利用料収益、交通費収益、その他のサービス利用料収益に区分設定する。 |
| その他の医療事業収益 | 補助金事業収益（公費） | 医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金事業収益等をいう。 |
| | 補助金事業収益（一般） | 医療法に基づく又は関連する事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金事業収益等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。医療法に基づく又は関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | 受託事業収益（公費） | 医療法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 |
| | 受託事業収益（一般） | 医療法に基づく又は関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。 |
| | その他の医業収益 | 上記に属さないその他の医療事業収益をいう。利用者からの収益も含む。 |
| (保険等査定減) | | 社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。 |

| | | | |
|-----------|----------|-----------------|---|
| 退職共済事業収益 | 事務費収益 | | 退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収益をいう。 |
| ○○事業収益 | ○○事業収益 | | 事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| | その他の事業収益 | 補助金事業収益 (公費) | ○○事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金事業収益等をいう。 |
| | | 補助金事業収益 (一般) | ○○事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金事業収益等をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。医療法に基づく又は関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。 |
| | | 受託事業収益 (公費) | ○○事業に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 |
| | | 受託事業収益 (一般) | ○○事業に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。 |
| | | その他の事業収益 | 上記に属さない他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。 |
| ○○収益 | ○○収益 | | 収益の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 経常経費寄附金収益 | | | 経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。 |
| その他の収益 | | | 上記に属さないサービス活動による収益をいう。 |

<サービス活動外増減による収益>

| | | | |
|---------------------|---------------|--|---|
| 借入金利息補助金収益 | | | 施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。 |
| 受取利息配当金収益 | | | 預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。 (償却原価法による収益を含む。) |
| 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益 | | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る利息収益をいう。 |
| 有価証券評価益 | | | 有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価益をいう。 |
| 有価証券売却益 | | | 有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をいう。 |
| 基本財産評価益 | | | 基本財産を時価評価した時の評価益をいう。 |
| 投資有価証券評価益 | | | 投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。 |
| 投資有価証券売却益 | | | 投資有価証券を売却した場合の売却益をいう。 |
| 積立資産評価益 | | | 積立資産を時価評価した時の評価益をいう。 |
| その他のサービス活動外収益 | 受入研修費収益 | | 研修の受入に対する収益をいう。 |
| | 利用者等外給食収益 | | 職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいう。 |
| | 為替差益 | | 外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。 |
| | 退職共済事業管理資産評価益 | | 退職共済事業管理資産の期末増加額をいう。 |
| | 退職共済預り金戻入額 | | 退職共済事業管理資産評価損に合わせて、退職共済預り金を減少させた額をいう。 |
| | 雑収益 | | 上記に属さないサービス活動外による収益をいう。 |

| <特別増減による収益> | | | |
|--------------------|--------------------------------|--|--|
| 施設整備等補助金収益 | 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 | | 施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。 |
| 施設整備等寄附金収益 | 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 | | 施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄付金を含む。 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。 |
| 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 | | | 長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金をいう。 |
| 固定資産受贈額 | ○○受贈額 | | 土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 固定資産売却益 | 車輌運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益 | | 車輌運搬具の売却した場合の売却益をいう。 器具及び備品の売却した場合の売却益をいう。 売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 事業区分間繰入金収益 | | | 他の事業区分からの繰入金収益をいう。 |
| 拠点区分間繰入金収益 | | | 同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。 |
| 事業区分間固定資産移管収益 | | | 他の事業区分からの固定資産の移管による収益をいう。 |
| 拠点区分間固定資産移管収益 | | | 同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。 |
| その他の特別収益 | 貸倒引当金戻入益 徴収不能引当金戻入益 | | 貸倒引当金の差額計上方式における戻入額をいう。 徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。 |

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

| ②費用の部 | | | |
|-----------------|-------------|-----|---|
| <サービス活動増減による費用> | | | |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 説明 |
| 人件費 | 役員報酬 | | 役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当をいう。 |
| | 役員退職慰労金 | | 役員（評議員を含む）の退職時の慰労金等をいう。 |
| | 役員退職慰労引当金繰入 | | 役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。 |
| | 職員給料 | | 常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。 |
| | 職員賞与 | | 職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額をいう。 |
| | 賞与引当金繰入 | | 職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。 |
| | 非常勤職員給与 | | 非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。 |
| | 派遣職員費 | | 派遣会社に支払う金額をいう。 |
| | 退職給付費用 | | 従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）をいう。 |
| | 法定福利費 | | 法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。 |
| 事業費 | 給食費 | | 食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。 |
| | 介護用品費 | | 利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。 |
| | 医薬品費 | | 利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の費用をいう。ただし病院・介護老人保健施設・介護医療院以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。 |
| | 診療・療養等材料費 | | カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、又は1年内に消費するもの。ただし病院・介護老人保健施設・介護医療院以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。 |
| | 保健衛生費 | | 利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。 |
| | 医療費 | | 利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。 |
| | 被服費 | | 利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための費用をいう。 |
| | 教養娯楽費 | | 利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。 |
| | 日用品費 | | 利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の費用をいう。 |
| | 保育材料費 | | 保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。 |
| | 本人支給金 | | 利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。 |
| | 水道光熱費 | | 利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の費用をいう。 |
| | 燃料費 | | 利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輌費で計上する燃料費を除く）をいう。 |
| | 消耗器具備品費 | | 利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。 |
| | 保険料 | | 利用者に対する損害保険料等をいう。 |
| | 賃借料 | | 利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。 |

| | | |
|-----|----------|---|
| | 教育指導費 | 利用者に対する教育訓練に直接要する費用をいう。 |
| | 就職支度費 | 児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する費用をいう。 |
| | 葬祭費 | 利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。 |
| | 車両費 | 乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車両検査等の費用をいう。 |
| | 棚卸資産評価損 | 貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料など、棚卸資産（就労支援事業及び授産事業に係るものを除く）を時価評価した時の評価損をいう。 |
| | ○○費 | 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| | 雜費 | 事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。 |
| 事務費 | 福利厚生費 | 役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。 |
| | 職員被服費 | 職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用をいう。 |
| | 旅費交通費 | 業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。 |
| | 研修研究費 | 役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用（研究・研修のための旅費を含む。）をいう。 |
| | 事務消耗品費 | 事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。 |
| | 印刷製本費 | 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。 |
| | 水道光熱費 | 事務用の電気、ガス、水道等の費用をいう。 |
| | 燃料費 | 事務用の灯油、重油等の燃料費（車両費で計上する燃料費を除く）をいう。 |
| | 修繕費 | 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。 |
| | 通信運搬費 | 電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。 |
| | 会議費 | 会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。 |
| | 広報費 | 施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。 |
| | 業務委託費 | 洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。 |
| | 手数料 | 役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。 |
| | 保険料 | 生命保険料及び建物、車両運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。 |
| | 賃借料 | 固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。 |
| | 土地・建物賃借料 | 土地、建物等の賃借料をいう。 |
| | 租税公課 | 消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。 |
| | 保守料 | 建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。 |
| | 涉外費 | 創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く）等に要する費用をいう。 |
| | 諸会費 | 各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。 |
| | ○○費 | 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |

| | | | |
|----------------|------------|--------------|--|
| | 雑費 | | 事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。 |
| 就労支援事業費用 | 就労支援事業販売原価 | 期首製品（商品）棚卸高 | 就労支援事業に係る期首の製品・商品の棚卸高をいう。 |
| | | 当期就労支援事業製造原価 | 就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費をいう。 |
| | | 当期就労支援事業仕入高 | 就労支援事業に係る製品・商品の仕入高をいう。 |
| | | 期末製品（商品）棚卸高 | 就労支援事業に係る期末の製品・商品の棚卸高をいう。 |
| | 就労支援事業販管費 | | 就労支援事業に係る販売費及び一般管理費をいう。 |
| 授産事業費用 | ○○事業費 | | 授産事業に係る材料費、商品仕入原価、労務費、外注加工費、経費等をいう。 |
| 退職共済事業費用 | 事務費 | | 退職共済事業に係る事務費をいう。 |
| ○○費用 | | | 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 利用者負担軽減額 | | | 利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう（無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む）。 |
| 減価償却費 | | | 固定資産の減価償却の額をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額 | | | 国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 |
| 貸倒損失額 | | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をい |
| 貸倒引当金繰入 | | | 貸倒引当金に繰入れる額をいう。 |
| 徴収不能額 | | | 金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。 |
| 徴収不能引当金繰入 | | | 徴収不能引当金に繰入れる額をいう。 |
| その他の費用 | | | 上記に属さないサービス活動による費用をいう。 |

＜サービス活動外増減による費用＞

| | | | |
|-------------------|---------------|--|---|
| 支払利息 | | | 設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。 |
| 社会福祉連携推進業務借入金支払利息 | | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金に係る費用をいう。 |
| 有価証券評価損 | | | 有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価損をいう。 |
| 有価証券売却損 | | | 有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。 |
| 基本財産評価損 | | | 基本財産を時価評価した時の評価損をいう。 |
| 投資有価証券評価損 | | | 投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。 |
| 投資有価証券売却損 | | | 投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。 |
| 積立資産評価損 | | | 積立資産を時価評価した時の評価損をいう。 |
| その他のサービス活動外費用 | 利用者等外給食費 | | 職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用をいう。 |
| | 為替差損 | | 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。 |
| | 退職共済事業管理資産評価損 | | 退職共済事業管理資産の期末減少額をいう。 |
| | 退職共済預り金繰入額 | | 退職共済事業管理資産評価益に合わせて、退職共済預り金を増加させた額をいう。 |

| | | | |
|---------------------|---|--|---|
| | 雑損失 | | 上記に属さないサービス活動外による費用をいう。 |
| <特別増減による費用> | | | |
| 基本金組入額 | | | 運用上の取り扱い第11に規定された基本金の組入額をいう。 |
| 資産評価損 | | | 資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。 |
| 固定資産売却損・処分損 | 建物売却損・処分損 車輌運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 | | 建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。 車輌運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。 器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。 上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等） | | | 国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金積立額 | | | 運用上の取り扱い第10に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。 |
| 災害損失 | | | 火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。 |
| 事業区分間繰入金費用 | | | 他の事業区分への繰入額をいう。 |
| 拠点区分間繰入金費用 | | | 同一事業区分内における他の拠点区分への繰入額をいう。 |
| 事業区分間固定資産移管費用 | | | 他の事業区分への固定資産の移管額をいう。 |
| 拠点区分間固定資産移管費用 | | | 同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管額をいう。 |
| その他の特別損失 | | | 上記に属さない特別損失をいう。 |
| <繰越活動増減差額の部> | | | |
| 基本金取崩額 | | | 運用上の取り扱い第12に規定された基本金の取崩額をいう。 |
| その他の積立金取崩額 | ○○積立金取崩額 | | 運用上の取り扱い第19に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。 |
| その他の積立金積立額 | ○○積立金積立額 | | 運用上の取り扱い第19に規定されたその他の積立金の積立額をいう。 |

3. 貸借対照表勘定科目の説明

| <資産の部> | | | |
|--------|---|-----|--|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 説明 |
| 流動資産 | 現金預金 | | 現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。 |
| | 有価証券 | | 債券（国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む）のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。 |
| | 事業未収金 | | 事業収益に対する未収入金をいう。 |
| | 未収金 | | 事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。 |
| | 未収補助金 | | 施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。 |
| | 未収収益 | | 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。 |
| | 受取手形 | | 事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。割引又は裏書譲渡したものは、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額を注記する。 |
| | 貯蔵品 | | 消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。 |
| | 医薬品 | | 医薬品の棚卸高をいう。 |
| | 診療・療養費等材 料 ^主 | | 診療・療養費等材料の棚卸高をいう。 |
| | 給食用材料 | | 給食用材料の棚卸高をいう。 |
| | 商品・製品 | | 売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。 |
| | 仕掛品 | | 製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。 |
| | 原材料 | | 製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。 |
| | 立替金 | | 一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。 |
| | 前払金 | | 物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。 |
| | 前払費用 | | 一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。 |
| | 1年内回収予定期 社会福祉連携推進 業務長期貸付金 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内回収予定期 長期貸付金 | | 長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内回収予定期 事業区分間長期貸 付金 ^主 | | 事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内回収予定期 拠点区分間長期貸 付金 ^主 | | 拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 社会福祉連携推進 業務短期貸付金 | | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 短期貸付金 | | 生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 事業区分間貸付金 | | 他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |
| | 拠点区分間貸付金 | | 同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年内に入金の期限が到来するものをいう。 |

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| | 仮払金 | 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。 |
| | その他の流動資産 | 上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。 |
| | 貸倒引当金 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。 |
| | 徴収不能引当金 | 未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。 |
| 固定資産 (基本財産) | | 定款において基本財産と定められた固定資産をいう。 |
| | 土地 | 基本財産に帰属する土地をいう。 |
| | 建物 | 基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。 |
| | 建物減価償却累計額 | 貸借対照表上、間接法で表示する場合の基本財産に計上されている建物の減価償却の累計をいう。 |
| | 定期預金 | 定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。 |
| | 投資有価証券 | 定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。 |
| (その他の固定資産) | | 基本財産以外の固定資産をいう。 |
| | 土地 | 基本財産以外に帰属する土地をいう。 |
| | 建物 | 基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。 |
| | 構築物 | 建物以外の土地に固着している建造物をいう。 |
| | 機械及び装置 | 機械及び装置をいう。 |
| | 車輛運搬具 | 送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。 |
| | 器具及び備品 | 器具及び備品をいう。ただし、取得価額が○○万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。 |
| | 建設仮勘定 | 有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。 |
| | 有形リース資産 | 有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。 |
| | ○○減価償却累計額 | 貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。資産名を付した科目とする。 |
| | 権利 | 法律上又は契約上の権利をいう。 |
| | ソフトウェア | コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしそれ制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。 |
| | 無形リース資産 | 無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。 |
| | 投資有価証券 | 長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。 |
| | 社会福祉連携推進業務長期貸付金 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 長期貸付金 | 生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 事業区分間長期貸付金 | 他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 拠点区分間長期貸付金 | 同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 退職給付引当資産 | 退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。 |

| | |
|------------|--|
| 長期預り金積立資産 | 長期預り金に対応して積み立てた現金預金等をいう。 |
| 退職共済事業管理資産 | 退職共済事業で、加入者から預託された資産をいう。 |
| ○○積立資産 | 将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 差入保証金 | 賃貸用不動産に入居する際に、賃貸人に担保として差し入れる敷金、保証金等をいう。 |
| 長期前払費用 | 時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。 |
| その他の固定資産 | 上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。 |
| 貸倒引当金 | 固定資産に計上されている社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務貸付金について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。 |
| 徴収不能引当金 | 長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。 |

<負債の部>

| | | |
|------|--------------------------|--|
| 流動負債 | 短期運営資金借入金 | 経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 事業未払金 | 事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。 |
| | その他の未払金 | 上記以外の未払金（施設整備等未払金を含む。）をいう。 |
| | 支払手形 | 事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。 |
| | 社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 役員等短期借入金 | 役員（評議員を含む）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期社会福祉連携推進業務設備資金借入 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期設備資金借入 | 設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期社会福祉連携推進業務長期運営資金 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期長期運営資金借入金 | 長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期リース債務 | リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期員等長期借入金 | 役員等長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期事業区分間借入金 | 事業区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内返済予定期拠点区分間借入金 | 拠点区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 1年内支払予定期未払金 | 長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 未払費用 | 賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。 |

| | | |
|------|---------------------|--|
| | 預り金 | 職員以外の者からの一時的な預り金をいう。 |
| | 職員預り金 | 源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。 |
| | 前受金 | 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。 |
| | 前受収益 | 受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。 |
| | 事業区分間借入金 | 他の事業区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 拠点区分間借入金 | 同一事業区分内における他の拠点区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 |
| | 仮受金 | 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。 |
| | 賞与引当金 | 支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に係る引当金をいう。 |
| | その他の流動負債 | 上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。 |
| 固定負債 | 社会福祉連携推進業務設備資金借入金 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 設備資金借入金 | 施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金 | 社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 長期運営資金借入金 | 経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | リース債務 | リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 役員等長期借入金 | 役員（評議員を含む）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 事業区分間長期借入金 | 他の事業区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 拠点区分間長期借入金 | 同一事業区分内における他の拠点区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 退職給付引当金 | 将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。 |
| | 役員退職慰労引当金 | 将来支給する役員（評議員を含む）への退職慰労金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。 |
| | 長期未払金 | 固定資産に対する未払債務（リース契約による債務を除く）等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。 |
| | 長期預り金 | 固定負債で長期預り金をいう。 (軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における入居者からの管理費等預り額をいう。) |
| | 退職共済預り金 | 退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。 |
| | その他の固定負債 | 上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。 |

| <純資産の部> | | | |
|-------------|-------|--|--|
| 基本金 | | | 会計基準省令第6条第1項に規定された基本金をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金 | | | 会計基準省令第6条第2項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。 |
| その他の積立金 | ○○積立金 | | 会計基準省令第6条第3項に規定されたその他の積立金をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 次期繰越活動増減差額 | | | 事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。 |

4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明

<勘定科目>

| | |
|----------------------|---|
| 材料費 | 製造・作業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。 |
| 期首材料棚卸高 | 期首における主要材料及び補助材料の棚卸高をいう。 |
| 当期材料仕入高 | 当期における主要材料及び補助材料の仕入高をいう。 |
| 期末材料棚卸高 | 期末における主要材料及び補助材料の棚卸高をいう。 |
| 労務費 | 製造・作業に関する当該会計年度の労務費をいう。 |
| 利用者賃金 | 製造・作業に係る利用者に支払う作業賃金をいう。 |
| 利用者工賃 | 製造・作業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。 |
| 就労支援事業指導員等給与 | 製造・作業に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。 |
| 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 | 製造・作業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。 |
| 就労支援事業指導員等退職給付費用 | 製造・作業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。 |
| 法定福利費 | 製造・作業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。 |
| 外注加工費 | 外部に依頼した加工費の支払額をいう。 |
| 経費 | 製造・作業に関する当該会計年度の作業経費をいう。 |
| 福利厚生費 | 製造・作業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 |
| 旅費交通費 | 製造・作業に係る出張旅費及び交通費をいう。 |
| 器具什器費 | 製造・作業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 |
| 消耗品費 | 製造・作業に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。 |
| 印刷製本費 | 製造・作業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。 |
| 水道光熱費 | 製造・作業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。 |
| 燃料費 | 製造・作業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。 |
| 修繕費 | 製造・作業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 |
| 通信運搬費 | 製造・作業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用を |
| 会議費 | 製造・作業に係る会議時の茶菓子代、食事代等をいう。 |
| 損害保険料 | 製造・作業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。 |
| 賃借料 | 製造・作業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。 |
| 図書・教育費 | 製造・作業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。 |
| 租税公課 | 製造・作業に係る租税公課をいう。 |
| 減価償却費 | 製造・作業に係る固定資産の減価償却の額をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） | 製造・作業に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 |
| 雑費 | 製造・作業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。 |
| 期首仕掛品棚卸高 | 期首における仕掛品の棚卸高をいう。 |
| 期末仕掛品棚卸高 | 期末における仕掛品の棚卸高をいう。 |

5. 就労支援事業版管費明細書勘定科目説明

<勘定科目>

| | |
|----------------------|--|
| 利用者賃金 | 販売及び一般管理に係る利用者に支払う作業賃金をいう。 |
| 利用者工賃 | 販売及び一般管理に係る利用者に支払う作業工賃をいう。 |
| 就労支援事業指導員等給与 | 販売及び一般管理に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。 |
| 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 | 販売及び一般管理に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。 |
| 就労支援事業指導員等退職給付費用 | 販売及び一般管理に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。 |
| 法定福利費 | 販売及び一般管理に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。 |
| 福利厚生費 | 販売及び一般管理に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 |
| 旅費交通費 | 販売及び一般管理に係る出張旅費及び交通費をいう。 |
| 器具什器費 | 販売及び一般管理に直接必要な器具、什器等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 |
| 消耗品費 | 販売及び一般管理に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。 |
| 印刷製本費 | 販売及び一般管理に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。 |
| 水道光熱費 | 販売及び一般管理に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。 |
| 燃料費 | 販売及び一般管理に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。 |
| 修繕費 | 販売及び一般管理に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 |
| 通信運搬費 | 販売及び一般管理に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。 |
| 受注活動費 | 販売及び一般管理における受注活動に係る経費をいう。 |
| 会議費 | 販売及び一般管理に係る会議時の茶菓子代、食事代等をいう。 |
| 損害保険料 | 販売及び一般管理に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。 |
| 賃借料 | 販売及び一般管理に直接必要な機械器具等の賃料をいう。 |
| 図書・教育費 | 販売及び一般管理に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。 |
| 租税公課 | 販売及び一般管理に係る租税公課をいう。 |
| 減価償却費 | 販売及び一般管理に係る固定資産の減価償却の額をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） | 販売及び一般管理に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 徴収不能引当金に繰入れる額をいう。 |
| 徴収不能額 | 金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。 |
| 雑費 | 販売及び一般管理に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。 |

6. 就労支援事業明細書勘定科目説明

<勘定科目>

| | |
|----------------------|--|
| 材料費 | 就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。 |
| 期首材料棚卸高 | 期首における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。 |
| 当期材料仕入高 | 当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。 |
| 期末材料棚卸高 | 期末における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。 |
| 労務費 | 就労支援事業に関する当該会計年度の労務費をいう。 |
| 利用者賃金 | 就労支援事業に係る利用者に支払う作業賃金をいう。 |
| 利用者工賃 | 就労支援事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。 |
| 就労支援事業指導員等給与 | 就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。 |
| 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 | 就労支援事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。 |
| 就労支援事業指導員等退職給付費用 | 就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。 |
| 法定福利費 | 就労支援事業に従事する職業指導員等に關し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。 |
| 外注加工費 | 外部に依頼した加工費の支払額をいう。 |
| 経費 | 就労支援事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。 |
| 福利厚生費 | 就労支援事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 |
| 旅費交通費 | 就労支援事業に係る出張旅費及び交通費をいう。 |
| 器具什器費 | 就労支援事業に直接必要な器具、什器等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 |
| 消耗品費 | 就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。 |
| 印刷製本費 | 就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。 |
| 水道光熱費 | 就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。 |
| 燃料費 | 就労支援事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。 |
| 修繕費 | 就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 |
| 通信運搬費 | 就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。 |
| 受注活動費 | 就労支援事業における受注活動に係る経費をいう。 |
| 会議費 | 就労支援事業に係る会議時の茶菓子代、食事代等をいう。 |
| 損害保険料 | 就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。 |
| 賃借料 | 就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。 |
| 図書・教育費 | 就労支援事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。 |
| 租税公課 | 就労支援事業に係る租税公課をいう。 |
| 減価償却費 | 就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） | 就労支援事業に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 徴収不能引当金に繰入れる額をいう。 |
| 徴収不能額 | 金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。 |
| 雑費 | 就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。 |

7. 授産事業費用明細書勘定科目説明

<勘定科目>

| | |
|----------------------|--|
| 材料費 | 授産事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。 |
| 当期材料仕入高 | 当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。 |
| 労務費 | 授産事業に関する当該会計年度の労務費をいう。 |
| 利用者工賃 | 授産事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。 |
| 授産事業指導員等給与 | 授産事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。 |
| 授産事業指導員等賞与引当金繰入 | 授産事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。 |
| 授産事業指導員等退職給付費用 | 授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。 |
| 法定福利費 | 授産事業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。 |
| 外注加工費 | 外部に依頼した加工費の支払額をいう。 |
| 経費 | 授産事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。 |
| 福利厚生費 | 授産事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 |
| 旅費交通費 | 授産事業に係る出張旅費及び交通費をいう。 |
| 器具什器費 | 授産事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 |
| 消耗品費 | 授産事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 |
| 印刷製本費 | 授産事業に直接必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。 |
| 水道光熱費 | 授産事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。 |
| 燃料費 | 授産事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。 |
| 修繕費 | 授産事業に係る建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 |
| 通信運搬費 | 授産事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。 |
| 受注活動費 | 授産事業における受注活動に係る経費をいう。 |
| 会議費 | 授産事業に係る会議時における茶菓子代、食事代等をいう。 |
| 損害保険料 | 授産事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。 |
| 賃借料 | 授産事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。 |
| 図書・教育費 | 授産事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。 |
| 租税公課 | 授産事業に係る租税公課をいう。 |
| 減価償却費 | 授産事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。 |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） | 国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 |
| 徴収不能引当金繰入額 | 徴収不能引当金に繰入れる額をいう。 |
| 徴収不能額 | 金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。 |
| ○○費 | 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 |
| 雑費 | 授産事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。 |
| 棚卸資産増減額 | 授産事業に要する原材料、商品、製品、仕掛品の棚卸資産の増減額をいう。期首棚卸高から期末棚卸高を減じた額を記載する。 |